

令和2年6月26日

各位

外国投資法人名 ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・
リミテッド
代 表 者 ヒラリー・ジョーンズ
管 理 会 社 名 ウィズダムツリー・マネジメント・ジャージー・
リミテッド (管理会社コード 16724)
代 表 者 ヒラリー・ジョーンズ
問 合 せ 先 TMI 総合法律事務所
担 当 者 中川秀宣 (TEL 03-6438-5660)

議決権行使方法等についてのお知らせ

ウィズダムツリー・マネジメント・ジャージー・リミテッド (以下「本管理会社」といいます。) を管理会社に、ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド (以下「本発行体」といいます。) を外国投資法人として東京証券取引所に上場する以下のETF銘柄 (以下「本ETF銘柄」といいます。) について、本発行体は、令和2年6月26日付「条件変更を目的とした投資者総会の延会に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、本ETF銘柄に係る条件の変更 (以下「本条件変更」といいます。) を目的とした投資者総会 (以下「本総会」といいます。) の延会 (以下「本総会の延会」といいます。) を招集する旨を決定しました。本発行体は、本総会の延会での本ETF銘柄の議決権行使の内容、行使方法とその期限につき、以下のとおりお知らせいたします。

本ETF銘柄	コード
WisdomTree WTI 原油上場投資信託 (原油ETF)	1690

記

1. 本総会

- 日時： 令和2年7月8日午前10時 (現地時間)
場所： アール・アンド・エイチ・ファンド・サービシズ (ジャージー) リミテッド
(R&H Fund Services (Jersey) Limited) 英国領チャンネル諸島、ジャージー、
JE4 8PW、セント・ハリアー、ピア・ロード 31、オーデナンス・ハウス
(Ordnance House, 31 Pier Road, St. Helier, Jersey JE4 8PW)
議案： 議案については、本総会と本総会の延会では、以下の通り変更はありません。
本ETF銘柄及び本ETF銘柄に影響するマイクロ投資信託の条件の変更

ファシリティ契約中に、商品デリバティブ取引契約について、いずれかの取引日において、当該商品デリバティブ取引契約の日中の価値がゼロ以下になった場合、当該商品デリバティブ取引契約の相手方は、その取引日を、対象証券の強制償還価格決定日と指定して、その結果、当該商品デリバティブ取引契約を、追加の支払いなしで終了させることができるとする規定を追加します。また、対象証券の条件中に、当該商品デリバティブ取引契約が終了した場合に、当該商品デリバティブ取引契約に相当する対象証券の数の分だけ、対象証券が自動的に無償で強制的に償還されるような規定を追加します。

具体的には、実質的に、以下の各規定の追加提案が議案となっております。

1. 大要、以下のとおりの条項を、各ファシリティ契約に加える。

(日中価格の下落(WTI 原油))

9. 4A 条 いずれかの取引日において、商品デリバティブ取引契約の日中価格がゼロ以下となった場合には、当該契約の相手方は、当該取引日を、当該契約に関して、強制償還価格決定日に指定することができる。当該指定がなされた場合、当該相手方は、当該契約において影響を受けている数以下の数の契約を、その終了時まで当該商品デリバティブ取引契約の終値が正の値に戻っていた場合であっても、終了時に当該相手方との間又は当該終了に関して本発行体との間で何らの金銭の支払を受けることなく、終了させることができる。かかる指定は、当該相手方が、当該相手方がそれに気付いた時点で速やかに 9. 4 B 条に規定する本発行体の連絡先として列挙されている各個人宛に電子メール(「受信済み」または「開封済み」のレシートを自動的に生成させる機能を利用するものとする。)にて送付し、その後、9. 4 B 条に規定する各当事者の指定された連絡先に対し確認の電話をかけるものとする(但し、当該詳細は、少なくとも 2 営業日前の通知により相手方当事者に通知することにより、随時変更することができることを条件とする。)

なお、「日中価格」とは以下を意味する。すなわち、「日中価格」とは、商品デリバティブ取引契約に関して、いずれかの取引日のいかなる時点においても、第 5 条に従って算出され、その時点でブルームバーグが公表した当該個別商品指数の直近の価格を $I(i, t)$ として用い計算された価格をいう。但し、(i) 計算代理人は、日中価格が決定された時点で、当該個別商品指数の価格がブルームバーグによりリアルタイムで公表されていない場合には、当該個別商品指数が算出される価格(全部または一部)を参照し、直近に当該取引所に報告された価格を用いて算出した当該個別商品指数の

特別な価格を先物契約に使用するものとする。(ii) 計算代理人は、合理的に判断して公表されている数値が正しくないと判断した場合には、当該個別商品指数の算出対象となっている価格(全部または一部)を参考に、直近に報告された先物取引の価格を用いて算出した当該個別商品指数の特別な数値を用いるものとする。(iii) 計算代理人は、取引の重大な混乱又は異常により、当該公表価格の算定に用いた先物契約の価格が、当該先物契約の計算代理人契約の原則に照らして、当該先物契約の公正な市場価格を明らかに反映していないと判断した場合には、計算代理人契約の原則に照らして、当該先物契約の公正な市場価格を決定し、当該公正な市場価格を用いて算定された当該個別商品指数の特別な価格を算定するものとする。また、(iv) 計算代理人は、合理的に判断して、対象となる先物契約に市場崩壊事象が発生したと判断した場合には、市場崩壊事象の発生していない先物契約については直近に報告された価格を用い、市場崩壊事象の発生した商品先物契約については計算代理人契約に定める原則により決定した公正な市場価格を用いて算出した当該個別商品指数の特別な価格を用いるものとする。

2. 条件に第 9.6B 条として、大要以下のとおりの条項を追加する。

(日中取引価格が 0 円に下落した場合の強制償還)

9.6B 条 計算代理人が、WTI 原油マイクロ投資信託について、いずれかの取引日において、当該マイクロ投資信託と同一種類の商品デリバティブ取引契約の日中価格がゼロ以下となった旨を本発行体に対し通知し、かつ、当該契約の相手方が当該種類の商品デリバティブ取引契約が終了した旨を本発行体に対し通知した場合には、当該終了した当該種類の商品デリバティブ取引契約の数に相当する数の当該種類のマイクロ投資信託(総計で)からなる数の WTI 原油上場投資信託については、同日(当該 WTI 原油上場投資信託に含まれる当該マイクロ投資信託は、当該日において無償で償還されたものとみなす。)、自動的に強制償還が行われるものとし、第 3.2 項の規定の適用を受けて、当該 WTI 原油上場投資信託に係る保有者は、当該 WTI 原油上場投資信託について強制償還日が通知されたものとみなして第 9.11 条の規定に基づき算出される金額を受領する。本発行体は、本第 9.6 B 条前段に定める通知を受けた後、実行可能な限り速やかに RIS Notification を介して通知を行うものとするが、当該通知を行わなかったこと及び当該通知を行わなかったことについて、本発行体は責任を負わないものとし、当該通知を行わなかったことは、本第 9.6 B 条前段の規定に基づく強制償還を妨げるものではないものとし、当該規定に基づき本発行体が本条第 1 項に基づく通知を行ったか否か及びいつ通知を行ったかにかかわらず、同項

に定めるところにより効力を有するものとする。本条件に従って、すべての未償還の WisdomTree WTI 原油上場投資信託が当該日に償還(又は償還されたものとみなす。)されない場合、それらは、本発行体の裁量で適切と考えられる方法で計算された当該日の当該登録簿上の保有額に比例按分して償還される(又は償還されたものとみなす)。

なお、「日中価格」とは以下を意味する。すなわち、「日中価格」とは、商品デリバティブ取引契約に関して、いずれかの取引日のいかなる時点においても、第5条に従って算出され、その時点でブルームバーグが公表した当該個別商品指数の直近の価格を $I(i, t)$ として用い計算された価格をいう。但し、(i) 計算代理人は、日中価格が決定された時点で、当該個別商品指数の価格がブルームバーグによりリアルタイムで公表されていない場合には、当該個別商品指数が算出される価格(全部または一部)を参照し、直近に当該取引所に報告された価格を用いて算出した当該個別商品指数の特別な価格を先物契約に使用するものとする。(ii) 計算代理人は、合理的に判断して公表されている数値が正しくないと判断した場合には、当該個別商品指数の算出対象となっている価格(全部または一部)を参考に、直近に報告された先物取引の価格を用いて算出した当該個別商品指数の特別な数値を用いるものとする。(iii) 計算代理人は、取引の重大な混乱又は異常により、当該公表価格の算定に用いた先物契約の価格が、条件の第16.5条に規定されたファシリティ契約に係る原則に照らして、当該先物契約の公正な市場価格を明らかに反映していないと判断した場合には、計算代理人契約の原則に照らして、当該先物契約の公正な市場価格を決定し、当該公正な市場価格を用いて算定された当該個別商品指数の特別価格を算定するものとする。また、(iv) 計算代理人は、合理的に判断して、対象となる先物契約に市場崩壊事象が発生したと判断した場合には、市場崩壊事象の発生していない先物契約については直近に報告された価格を用い、市場崩壊事象の発生した商品先物契約については条件の第16.5条に規定された原則により決定した公正な市場価格を用いて算出した当該個別商品指数の特別価格を用いるものとする。

3. 条件に第16.5条として、大要以下のとおりの条項を追加する。

16.5条 ファシリティ契約に関して、計算代理人が個別商品指数の代用価値を算出する場合には、以下の原則を採用し、従うものとする。

- (a) 代替価値は、他の商品市場における価格、利用可能な電子的または時間外取引価格、関連する店頭または他の非取引所ベースの価格、他の取引所で取引されている商品から得られる黙示価格、および基本的

な市場情報に基づく見積公正価値を含む（但し、これらに限定されない）計算代理人が関連すると考える要素に基づいて、個別商品指数の対象となる先物契約のその時点での公正な市場価値を計算代理人が決定することに基づくものとする。且つ

(b) 代替価値を決定する際には、計算代理人は、市場崩壊事象やその他の事象の影響を受けなかった同一または類似の商品の他の商品先物市場における価格の相対的な動きを考慮しなければならない。

これらの変更の結果として、取引日に Bloomberg WTI 原油 Sub-IndexSM がマイナスとなった場合、各商品デリバティブ取引契約の相手方は、WisdomTree WTI 原油上場投資信託に関する商品デリバティブ取引契約のいずれかまたはすべてを、当該相手方との間で支払いの授受を行わずして終了することを選択することができ、終了した商品デリバティブ取引契約に相当する数の WisdomTree WTI 原油上場投資信託は自動的に無償で強制的に償還される。

決議：本総会の議案に対する本国における議決権の行使は、令和 2 年 7 月 6 日午前 10 時（現地時間）までに議決権行使書を送付することによりなされます。但し、本 ETF 銘柄についての外国株券等保管振替決済制度における日本の実質投資者（令和 2 年 7 月 6 日（日本時間）時点で株式会社証券保管振替機構を通じて本 ETF 銘柄を保有する投資者）は、株式会社証券保管振替機構を通じて議決権行使を行うこととなります。議決権を行使される場合には、令和 2 年 7 月 1 日 13 時（日本時間）までの間に所定の手続きが必要となります。なお、本総会の延会は、1 名以上の投資者の出席をもって成立し、その出席投資者の金額ベースでの 75% 以上の賛成をもって、議案が可決されます。

2. 基準日の内容

本総会において議決権を行使することができる投資者は、上記本 ETF 銘柄を含む本発行体が発行する証券を、現地時間令和 2 年 7 月 6 日午後 6 時（日本時間 令和 2 年 7 月 7 日午前 2 時に当たりますが、株式会社証券保管振替機構が運営する外国株券等保管振替決済制度上の基準日は 7 月 6 日となります。）において本 ETF 銘柄を保有している投資者です。

3. 議決権行使の内容

本総会の招集通知を含む本件の関連書類（別紙）は、本 ETF 銘柄の投資法人債事務取扱機関である三井住友信託銀行株式会社 証券代行部に備置されます。

(関連書類の備置場所)

(東京) 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 (大阪) 大阪府大阪市中央区北浜4丁目5番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(お問い合わせ)
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(受付時間: 平日 9:00~17:00)
0120-782-031 (通話料無料)

4. 行使方法と期限

本総会において付議される議案について、株式会社証券保管振替機構に議決権を行使するよう指図を希望する投資者は、別紙2の議決権代理行使指図書を、同指図書の所定の手続きに従って、別紙3の不動化証明書と共に、三井住友信託銀行株式会社 証券代行部宛にご提出してください。提出期限は以下のとおりです。

提出期限: 令和2年7月1日 午後1時(必着)

*なお、議決権代理行使指図書の提出は、本日以降、行っていただけません。

別紙1-1 投資者総会招集通知(抄訳)

別紙1-2 投資者総会招集通知(WisdomTree Commodity Securities Adjourned Meeting of the Security Holders 原文)

別紙2 議決権代理行使指図書

別紙3 不動化証明書

以上

(抄訳)

ウィズダムツリー・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド
(「本発行体」)

以下の投資信託証券の保有者を対象とする投資者総会招集通知

本議案の対象となるマイクロ投資信託証券及び上場投資信託証券(「対象投資信託証券」)	ISINコード
WTI原油マイクロ投資信託	GB00B16TDF37
WisdomTree WTI原油上場投資信託(原油ETF)	GB00B15KXV33

日時： 令和2年7月8日午前10時(現地時間) から

場所： アール・アンド・エイチ・ファンド・サービスズ(ジャージー)リミテッド
(R&H Fund Services (Jersey) Limited) 英国領チャンネル諸島、ジャージー
一、JE4 8PW、セント・ハリアー、ピア・ロード 31、オーデナンス・ハウス
(Ordnance House, 31 Pier Road, St. Helier, Jersey JE4 8PW)議案： 上記対象投資信託証券に関する信託証書に係る条件及び関連するファシリティ
契約の変更(いずれも特別決議)

(1) 本信託証書の第33.2項(g)、第4附則の第19項及び第20項に従い、WTI原油マイクロ投資信託及びWisdomTree WTI原油上場投資信託に適用される条件、ならびにファシリティ契約の変更について、それぞれ2020年6月1日付け本発行体から対象投資信託証券の保有者への通達(「Circular」)(「提案」)に記載されているとおりの条件の変更に同意すること。

(2) 追加信託証書(実質的に提案の附則に記載されたドラフトの形式で、実質的に本総会に提出され、議長による確認の目的で署名されたドラフトの形式で)のドラフト(「追加信託証書」)に記載されている条件に基づく信託証書の変更、及び修正書簡(補足信託証書に定義される)による各ファシリティ契約の修正に同意すること。

(3) 本発行体との間で本特別決議の第(2)項に規定する追加信託証書等の締結に関し、法律上の意見を求め、若しくは求め、又は本特別決議の当事者による正当な承認、認可若しくは執行その他の会社に関する照会を行うことなく、実質的に

本特別決議のために取締役会に提出され、かつ、取締役会の承認を得るために署名されたドラフト(本発行体と受託者との間で合意する追加又は変更がある場合には、当該追加又は変更を含む。)の形式で、本特別決議の第(3)項に規定する本発行体との間で、当該追加信託証書を締結し、当該追加信託証書を執行することを、受託者に認可し、かつその旨を指示すること。

(4) 一般的に、本特別決議及び本提案の実施に必要な又は望ましいすべての他の行為、手段、行為及び事柄について、受託者及び本発行体が同意し、実行し、実行することに同意し、その権限を与え、指示すること。

なお、提案には大要以下の通り記載されております。

1. 大要、以下のとおりの条項を、各ファシリティ契約に加える。

(日中価格の下落(WTI 原油))

9. 4A 条 いずれかの取引日において、商品デリバティブ取引契約の日中価格がゼロ以下となった場合には、当該契約の相手方は、当該取引日を、当該契約に関して、強制償還価格決定日に指定することができる。当該指定がなされた場合、当該相手方は、当該契約において影響を受けている数以下の数の契約を、その終了時まで当該商品デリバティブ取引契約の終値が正の値に戻っていた場合であっても、終了時に当該相手方との間又は当該終了に関して本発行体との間で何らの金銭の支払を受けることなく、終了させることができる。かかる指定は、当該相手方が、当該相手方がそれに気付いた時点で速やかに 9. 4 B 条に規定する本発行体の連絡先として列挙されている各個人宛に電子メール(「受信済み」または「開封済み」のレシートを自動的に生成させる機能を利用するものとする。)にて送付し、その後、9. 4 B 条に規定する各当事者の指定された連絡先に対し確認の電話をかけるものとする(但し、当該詳細は、少なくとも 2 営業日前の通知により相手方当事者に通知することにより、随時変更することができることを条件とする。)

なお、「日中価格」とは以下を意味する。すなわち、「日中価格」とは、商品デリバティブ取引契約に関して、いずれかの取引日のいかなる時点においても、第 5 条に従って算出され、その時点でブルームバーグが公表した当該個別商品指数の直近の価格を $I(i, t)$ として用い計算された価格をいう。但し、(i) 計算代理人は、日中価格が決定された時点で、当該個別商品指数の価格がブルームバーグによりリアルタイムで公表されていない場合には、当該個別商品指数が算出される価格(全部または一部)を参照し、直近に当該取引所に報告された価格を用いて算出した当該個別商品指数の

特別な価格を先物契約に使用するものとする。(ii) 計算代理人は、合理的に判断して公表されている数値が正しくないと判断した場合には、当該個別商品指数の算出対象となっている価格(全部または一部)を参考に、直近に報告された先物取引の価格を用いて算出した当該個別商品指数の特別な数値を用いるものとする。(iii) 計算代理人は、取引の重大な混乱又は異常により、当該公表価格の算定に用いた先物契約の価格が、当該先物契約の計算代理人契約の原則に照らして、当該先物契約の公正な市場価格を明らかに反映していないと判断した場合には、計算代理人契約の原則に照らして、当該先物契約の公正な市場価格を決定し、当該公正な市場価格を用いて算定された当該個別商品指数の特別な価格を算定するものとする。また、(iv) 計算代理人は、合理的に判断して、対象となる先物契約に市場崩壊事象が発生したと判断した場合には、市場崩壊事象の発生していない先物契約については直近に報告された価格を用い、市場崩壊事象の発生した商品先物契約については計算代理人契約に定める原則により決定した公正な市場価格を用いて算出した当該個別商品指数の特別な価格を用いるものとする。

2. 条件に第 9.6B 条として、大要以下のとおりの条項を追加する。

(日中取引価格が 0 円に下落した場合の強制償還)

9.6B 条 計算代理人が、WTI 原油マイクロ投資信託について、いずれかの取引日において、当該マイクロ投資信託と同一種類の商品デリバティブ取引契約の日中価格がゼロ以下となった旨を本発行体に対し通知し、かつ、当該契約の相手方が当該種類の商品デリバティブ取引契約が終了した旨を本発行体に対し通知した場合には、当該終了した当該種類の商品デリバティブ取引契約の数に相当する数の当該種類のマイクロ投資信託(総計で)からなる数の WTI 原油上場投資信託については、同日(当該 WTI 原油上場投資信託に含まれる当該マイクロ投資信託は、当該日において無償で償還されたものとみなす。)、自動的に強制償還が行われるものとし、第 3.2 項の規定の適用を受けて、当該 WTI 原油上場投資信託に係る保有者は、当該 WTI 原油上場投資信託について強制償還日が通知されたものとみなして第 9.11 条の規定に基づき算出される金額を受領する。本発行体は、本第 9.6 B 条前段に定める通知を受けた後、実行可能な限り速やかに RIS Notification を介して通知を行うものとするが、当該通知を行わなかったこと及び当該通知を行わなかったことについて、本発行体は責任を負わないものとし、当該通知を行わなかったことは、本第 9.6 B 条前段の規定に基づく強制償還を妨げるものではないものとし、当該規定に基づき本発行体が本条第 1 項に基づく通知を行ったか否か及びいつ通知を行ったかにかかわらず、同項

に定めるところにより効力を有するものとする。本条件に従って、すべての未償還の WisdomTree WTI 原油上場投資信託が当該日に償還(又は償還されたものとみなす。)されない場合、それらは、本発行体の裁量で適切と考えられる方法で計算された当該日の当該登録簿上の保有額に比例按分して償還される(又は償還されたものとみなす)。

なお、「日中価格」とは以下を意味する。すなわち、「日中価格」とは、商品デリバティブ取引契約に関して、いずれかの取引日のいかなる時点においても、第5条に従って算出され、その時点でブルームバーグが公表した当該個別商品指数の直近の価格を $I(i, t)$ として用い計算された価格をいう。但し、(i) 計算代理人は、日中価格が決定された時点で、当該個別商品指数の価格がブルームバーグによりリアルタイムで公表されていない場合には、当該個別商品指数が算出される価格(全部または一部)を参照し、直近に当該取引所に報告された価格を用いて算出した当該個別商品指数の特別な価格を先物契約に使用するものとする。(ii) 計算代理人は、合理的に判断して公表されている数値が正しくないと判断した場合には、当該個別商品指数の算出対象となっている価格(全部または一部)を参考に、直近に報告された先物取引の価格を用いて算出した当該個別商品指数の特別な数値を用いるものとする。(iii) 計算代理人は、取引の重大な混乱又は異常により、当該公表価格の算定に用いた先物契約の価格が、条件の第16.5条に規定されたファシリティ契約に係る原則に照らして、当該先物契約の公正な市場価格を明らかに反映していないと判断した場合には、計算代理人契約の原則に照らして、当該先物契約の公正な市場価格を決定し、当該公正な市場価格を用いて算定された当該個別商品指数の特別価格を算定するものとする。また、(iv) 計算代理人は、合理的に判断して、対象となる先物契約に市場崩壊事象が発生したと判断した場合には、市場崩壊事象の発生していない先物契約については直近に報告された価格を用い、市場崩壊事象の発生した商品先物契約については条件の第16.5条に規定された原則により決定した公正な市場価格を用いて算出した当該個別商品指数の特別価格を用いるものとする。

3. 条件に第16.5条として、大要以下のとおりの条項を追加する。

16.5条 ファシリティ契約に関して、計算代理人が個別商品指数の代用価値を算出する場合には、以下の原則を採用し、従うものとする。

- (a) 代替価値は、他の商品市場における価格、利用可能な電子的または時間外取引価格、関連する店頭または他の非取引所ベースの価格、他の取引所で取引されている商品から得られる黙示価格、および基本的

な市場情報に基づく見積公正価値を含む（但し、これらに限定されない）計算代理人が関連すると考える要素に基づいて、個別商品指数の対象となる先物契約のその時点での公正な市場価値を計算代理人が決定することに基づくものとする。且つ

- (b) 代替価値を決定する際には、計算代理人は、市場崩壊事象やその他の事象の影響を受けなかった同一または類似の商品の他の商品先物市場における価格の相対的な動きを考慮しなければならない。

これらの変更の結果として、取引日に Bloomberg WTI 原油 Sub-IndexSM がマイナスとなった場合、各商品デリバティブ取引契約の相手方は、WisdomTree WTI 原油上場投資信託に関する商品デリバティブ取引契約のいずれかまたはすべてを、当該相手方との間で支払いの授受を行わずして終了することを選択することができ、終了した商品デリバティブ取引契約に相当する数の WisdomTree WTI 原油上場投資信託は自動的に無償で強制的に償還される。

以上

別紙 1-2

投資者総会招集通知 (WisdomTree Commodity Securities Adjourned Meeting of the
Security Holders 原文)

（ご注意）

1. この指図権の基準日は、現地時間 令和2年7月6日午後6時（日本時間 令和2年7月7日午前2時に当たりますが、株式会社証券保管振替機構が運営する外国株券等保管振替決済制度上の基準日は7月6日となります。）です。この指図書をご提出される投資者には、この指図書と併せてお取引の証券会社が発行する「不動産証明書」（別紙3をご参照ください。）のご提出をお願いしております。
2. 指図権を有する方が法人の場合には、お手数ですが、法人名と共に代表者名もご記入下さい。
3. この指図書は、お取引の証券会社が発行する「不動産証明書」と共に、令和2年7月1日午後1時（日本時間）までに指図書原本を以下の受付窓口に直接ご提出ください。上記期限までにこの指図書が到着しない場合には、その議案について「賛成」として取扱われます。

（東京） 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 （大阪） 大阪府大阪市中央区北浜4丁目5番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

なお、ご郵送の場合には、下記場所へ令和2年7月1日午後1時（日本時間）までに指図書原本が到着するようにご送付ください。

〒168-0063

東京都杉並区和泉2丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 気付

株式会社証券保管振替機構

（お問い合わせ）

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

（受付時間：平日 9:00～17:00）

0120-782-031（通話料無料）

不働化証明書

_____は、_____

(外国株券等機構加入者名) (外国株券等実質株主の住所及び氏名 法人の場合には代表者名もご記入ください。)

が所有の以下の ETF 銘柄及び口数は、外国証券取引口座約款に基づく国内委託取引に係るものであり、令和 2 年 6 / 7 月 日現在上記の者が上記 ETF 銘柄の実質保有者であり、日本時間 令和 2 年 7 月 6 日まで、これを不働化することを証明します。

ETF 銘柄	コード	保有口数
WisdomTree WTI 原油上場投資信託	1690	_____口

令和 2 年 月 日

外国株券等機構加入者住所 _____

外国株券等機構加入者名 _____ 印

担当者 _____